

八筑医発第 26－687 号
平成 27 年 3 月 11 日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

宮若市乳幼児医療費支給制度の制度改正について

宮若市では平成 27 年 4 月 1 日から子ども医療費支給制度として拡大給付を行うこととなった旨の通知が、福岡県医師会よりありましたのでお知らせ致します。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、宮若市役所市民生活課国保年金係（0949-32-4004）までご照会ください。

記

宮若市子ども医療費支給制度（改正後）		
対象者	区分	助成内容（自己負担）
（小学校就学前まで） 0 歳～6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者	入院 通院	乳幼児医療証 自己負担無し（現行どおり）
（小学校 1 年生から小学校 3 年生まで） 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者	通院	新たに児童医療証を交付します 入院外 自己負担 月 600 円 現物給付（一医療機関毎） 調剤は自己負担なし
（小学校 1 年生から中学校 3 年生まで） 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者	入院	医療証は交付しません 自己負担 一日 500 円／月 7 日限度 現金給付（医療機関で自己負担分を全額支払った後、市役所の窓口で償還払い請求）